

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号。以下「条例」という。)第2条第4号の2に掲げる違反者又は条例第2条第4号の3に掲げる準違反者が、アルコール依存症に関する診察(以下「診察」という。)を受けた場合、その受診に要した費用(現に交付対象者が負担した額を限度とする。)の一部を助成することにより、受診を促進し、アルコール健康障がい等の早期発見、早期治療及び飲酒運転の再発防止を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業は、第3条に規定する交付対象者が、別表に掲げる知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)で診察を受けた際の費用に対し、予算の範囲内において福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、条例第8条第1項、第3項若しくは第4項又は第8条の2第2項若しくは第3項又は第8条の3第3項若しくは第4項の規定により受診した者とする。

2 前項の規定に関わらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、受診に要した費用とし、次の各号に掲げる費用の合算額とする。ただし、医療保険制度における高額療養費の申請を行う費用は除く。

- (1) 初診料
- (2) 検体検査料
- (3) 画像診断料
- (4) 生体検査料

(5)精神科専門療法料

(6)前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める費用

(助成金額及び助成回数)

第5条 この事業により助成する金額は、第4条に規定する受診に要した費用の2分の1とする。助成回数は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号に次に掲げる書類を添付して知事に、助成金の交付申請及び実績報告をしなければならない。

(1) 受診に要した費用に係る領収書

(2) 前号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請及び実績報告は、診察を受けた日の属する年度内に申請するものとする。ただし、やむを得ず年度内に申請できない場合は、翌年度の4月10日までに申請するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、助成金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は申請者の承諾を得た上で職員に領収書等を検査させ、若しくは関係者に質問をさせること(以下「検査等」という。)ができるものとする。

3 申請者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(助成金の交付)

第8条 知事は、交付決定後、申請者に対して、口座振替により助成金を交付するものとする。

(不交付の決定)

第9条 知事は、助成金を交付しないことを決定したときは、様式第3号により申請者に理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、第7条の交付決定が申請者の偽りその他不正な手段に起因するも

のであったときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合には、様式第4号により、交付決定の取消しを受けた者に通知するものとする。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和8年度までの助成金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、第3条に規定する交付対象者が、令和3年4月1日から令和3年9月20日までの間に診察を受けた際の費用について助成を受けるためには、この要綱による改正前の別表1に掲げる指定医療機関において診察を受けていなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月21日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、第3条に規定する交付対象者が、令和6年4月1日から令和6年9月20日までの間に診察を受けた際の費用について助成を受ける場合は、改正前の別表に掲げる指定医療機関において診察を受けていなければならない。

別表（知事が指定する医療機関）

医療機関名	住所
特定医療法人豊司会 新門司病院	北九州市門司区猿喰615
医療法人社団松和会 門司松ヶ江病院	北九州市門司区大字畑355
医療法人りぼんりぼん 三原デイケア+クリニックりぼん・りぼん	北九州市小倉北区宇佐町1丁目9-30
特定医療法人天臣会 松尾病院	北九州市小倉南区葛原高松1丁目2-30
医療法人社団翠会 八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中3丁目12-12
医療法人社団翠会 行橋記念病院	行橋市北泉3丁目11-1
医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区雁の巣1丁目26-1
医療法人遊行会 藤川メディケアクリニック	福岡市博多区東光2丁目22-25
医療法人社団飯盛会 倉光病院	福岡市西区飯盛664-1
医療法人十全会 おおりん病院	大野城市中央1丁目13-8
医療法人同仁会 乙金病院	大野城市乙金東4丁目12-1
医療法人十全会 回生病院	宗像市朝町200-1
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条3丁目8-1
医療法人くすの木会 くすの木クリニック	太宰府市通古賀3丁目11-11
医療法人社団緑風会 水戸病院	糟屋郡志免町志免東4丁目1-1
医療法人福翠会 高山病院	直方市下境3910-50
医療法人豊永会 飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452-2
医療法人飯塚恵仁会 たていわ病院	飯塚市立岩1725
医療法人和光会 一本松すずかけ病院	田川市夏吉142
医療法人社団敬信会 大法山病院	田川市大字猪国690
医療法人富松記念会 三池病院	大牟田市大字三池855
医療法人静光園 第二病院	大牟田市下池町29
社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	久留米市津福本町1012
医療法人コミュニテ風と虹 のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730
広田クリニック	久留米市天神町45-2
医療法人翠甲会 甲斐病院	柳川市筑紫町60-1
社会医療法人 筑水会病院	八女市吉田1191
特定医療法人社団宗仁会 筑後吉井こころホスピタル	うきは市吉井町216-2
医療法人社団うら梅の郷会 朝倉記念病院	朝倉郡筑前町大久保500

福岡県知事 殿

(申請者)

現住所	〒 ー
ふりがな	
氏名	(署名または記名押印)
電話番号	

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金交付申請書兼実績報告書

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する助成金

指定医療機関によるアルコール依存症に関する診察に要した費用の一部
(自己負担金額の2分の1)

指定医療機関名	
受診年月日	年 月 日

2 振込先口座

振込先口座	金融機関		本・支店名等				種別		口座番号							
	銀行等	銀行 信用金庫 組合					1 普通 2 当座									
	ゆうちょ銀行	記号					番号									
	ふりがな															
	口座名義人															

※振込先口座に記載された内容を確認しますので、上記の記載内容がわかる部分の通帳の写しを添付してください。

3 誓約事項

次の事項を誓約します。

- (1) 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。審査の際、県が関係機関に照会することに同意します。
- (2) この助成金の交付申請は今回1回限りであり、2回目以降の指定医療機関によるアルコール依存症に関する診察を受けた際に要した費用の助成を受けることができないことを理解しました。
- (3) この交付申請に係る、アルコール依存症に関する診察を受けた際に要した費用については、医療保険制度における高額療養費を申請しません。

申請者署名

(署名または記名押印)

(添付書類)

- 1 指定医療機関が発行したアルコール依存症に関する診察を受けた際に要した費用に係る領収書
- 2 その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

健 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請があった福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、金 円を交付することを決定するとともに、規則第14条の規定により、その額を確定しましたので通知します。

様式第3号（第9条関係）

健 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条第1項の規定に基づき調査した結果、次の理由により交付しないこととしましたので通知します。

（交付しない理由）

様式第4号（第10条関係）

健 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした福岡県飲酒運転違反者等受診費用助成金について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第16条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

1 交付決定番号

2 交付決定取消額 金 円

3 取消理由